

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	電子基準点網の耐災害性強化(光ケーブル設置及び事前調査)(単価契約)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 高 村 裕 平 茨城県つくば市北郷1番
契 約 締 結 日	令和 5年 6月 29日
契約の相手方の氏名及び住所	東日本電信電話株式会社 千葉事業部茨城支店 法人番号 8011101028104 茨城県水戸市北見町8番8号
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税込)	228,607,500円
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税込)	228,607,500円
随意契約によることとした理由	GNSS連続観測システムで使用しているIP-VPN回線(KDDI)の提供サービスが令和6年9月に終了予定であるため、各通信事業者が提供する回線網の価格面と技術・サービス面の両面を考慮した基準を定めて選定を行い、今後必要となる通信回線等の契約の相手方を東日本電信電話株式会社とすることを令和5年2月に決定したところである。東日本電信電話株式会社が提供するVPN回線(フレッツ・VPN ワイド等)に接続する光回線(フレッツ 光ネクスト)の電子基準点への開設には、事前に通線の確認を行ったのち、光ケーブル設置作業が行われる必要がある。一般的には、これらの作業は回線契約の約款に含まれ、回線契約の一部として通信事業者により行われるが、電子基準点の場合、引込柱(自営柱)及び地下埋設配管を通じて架台内の収納箱まで長距離の通線が必要である。また、電子基準点の収納箱やその内部の機器・バッテリーの一時的な取外し等も想定され、型式によっても異なる電子基準点内の状況に対応しつつ適切な光ケーブルの設置が求められるため、約款の範囲を超えて作業を行う必要がある。以上の業務は、回線契約の約款にて通信事業者自身が行うことが定められている約款に含まれる作業と不可分であるほか、通信事業者の社内で定められた規定等を熟知した上で、社内情報へのアクセスを伴いながら行われる必要があるため、回線サービスを提供する通信事業者以外には行うことができない。このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102の4第3号の規定により東日本電信電話株式会社と随意契約を行うものである。
備 考	